



宮 崎 県 公 報

平成19年7月12日(木曜日)号外 第80号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

選挙管理委員会告示

- 平成19年7月29日執行の参議院宮崎県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式…………… 1
- 平成19年7月29日執行の参議院宮崎県選出議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任…………… 1
- 平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における宮崎県選挙分会長及び選挙分会長職務代理者の選任…………… 2
- 平成19年7月29日執行の参議院宮崎県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時…………… 2
- 平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における宮崎県選挙分会の場所及び日時…………… 2

- 員選挙における宮崎県選挙分会の場所及び日時…………… 2
- 平成19年7月29日執行の参議院宮崎県選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日…………… 2
- 平成19年7月29日執行の参議院宮崎県選出議員選挙における政見放送等の放送順序を定めるくじを行う場所及び日時…………… 2
- 平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時…………… 2
- 平成19年7月29日執行の参議院宮崎県選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時…………… 2
- 平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時…………… 2

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第65号

平成19年7月29日執行の参議院宮崎県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりである。

平成19年7月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若友慶二

1 参議院宮崎県選出議員選挙投票用紙

議 参 平 員 議 成 選 院 十 挙 宮 九 投 崎 年 票 県 執 行 選 行 宮崎県選 挙管理委 員会之印	候 補 者 氏 名 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	◎ 注 意
---	--	-------

備考

- 1 大きさは、たて9センチメートル、よこ12センチメートルとする。
- 2 薄い黄色の用紙に黒刷とする。
- 3 宮崎県選挙管理委員会の印は黒色とし、刷り込むものとする。

2 参議院比例代表選出議員選挙投票用紙

議 参 平 員 議 成 選 院 十 挙 宮 九 投 崎 年 票 県 執 行 選 行 宮崎県選 挙管理委 員会之印	候 補 者 氏 名 一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。 二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。	◎ 注 意
---	--	-------

備考

- 1 大きさは、たて9センチメートル、よこ12センチメートルとする。
- 2 白色の用紙に赤刷とする。
- 3 宮崎県選挙管理委員会の印は赤色とし、刷り込むものとする。

宮崎県選挙管理委員会告示第66号

平成19年7月29日執行の参議院宮崎県選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成19年7月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若友慶二

選 挙 長		選挙長の職務代理者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
宮崎県宮崎郡清武町池田台19番地 7	若友慶二	宮崎県宮崎市吉村町寺ノ前2882番地 7	江上仁訓

宮崎県選挙管理委員会告示第67号

平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成19年7月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若友慶二

選 挙 分 会 長		選挙分会長の職務代理者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
宮崎県宮崎市橋通東5丁目6番3号	後藤田幸也	宮崎県宮崎市吉村町寺ノ前2882番地 7	江上仁訓

宮崎県選挙管理委員会告示第68号

平成19年7月29日執行の参議院宮崎県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成19年7月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若友慶二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県庁特別室
- 2 日時 平成19年7月31日 午前9時から

宮崎県選挙管理委員会告示第69号

平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成19年7月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若友慶二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県庁特別室
- 2 日時 平成19年7月31日 午前9時30分から

宮崎県選挙管理委員会告示第70号

平成19年7月29日執行の参議院宮崎県選出議員選挙におけるポスター掲示場に公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第1項第4号の2及び第5号のポスターを掲示できる日は、平成19年7月12日とする。ただし、候補者届の受理後とする。

平成19年7月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若友慶二

宮崎県選挙管理委員会告示第71号

平成19年7月29日執行の参議院宮崎県選出議員選挙において、各候補者が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第150条第3項の規定により行う政見放送の順序並びに日本放送協会及び一般放送事業

者が同条の政見放送を行わない候補者について同法第151条第3項の規定により行う経歴放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成19年7月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若友慶二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県庁特別室
- 2 日時 平成19年7月12日 午後5時30分から

宮崎県選挙管理委員会告示第72号

平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第1項の規定による投票所内及び同条第2項の規定による期日前投票所又は不在者投票管理者のうち政令で定めるものの管理する投票を記載する場所内に掲示する名簿届出政党等の名称等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成19年7月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若友慶二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県庁特別室
- 2 日時 平成19年7月12日 午後5時30分から

宮崎県選挙管理委員会告示第73号

平成19年7月29日執行の参議院宮崎県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第167条第1項の規定により発行する選挙公報の候補者の氏名等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成19年7月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若友慶二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県庁特別室
- 2 日時 平成19年7月13日 午後5時30分から

宮崎県選挙管理委員会告示第74号

平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第167条第2項の規定により発行する選挙公報の名簿届出政党等の名称等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成19年7月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若友慶二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県庁特別室
- 2 日時 平成19年7月14日 午後4時から